

機器使用料

奈良県行政財産使用料条例施行規則 別表の二

R1.10.1改正

(1時間につき)

規則 No.	機械器具名称	使用料 (円)	規則 No.	機械器具名称	使用料 (円)
1	廻転式製錠機	2,200	25	遠心脱水機	930
2	顆粒機	1,250	26	凍結真空乾燥装置	930
3	糖衣機	930	27	エキス濃縮機	930
4	製丸機	930	28	試験用スタンプミル(粉碎器)	930
5	播潰機	830	29	マイクロ蒸留器	930
6	製粒機	930	30	高速冷却遠心器	1,030
7	製剤乾燥機	930	31	試験管エバポレーター	830
8	円型振動篩機	830	32	加湿型練合機(ニーダー)	830
9	粉末混合機	930	33	溶出試験装置	5,750
10	直接粉末打錠機 (粉末除去器を含む)	2,930	34	水分測定機	2,500
11	高速液体クロマトグラフ	2,500	35	測色色差計	930
12	ガスクロマトグラフ	2,420	36	高圧蒸気滅菌器 (オートクレーブ)	930
13	赤外分光光度計	2,300	37	乾熱滅菌器	930
14	篩振とう機	1,030	38	低温培養器	50
15	pHメーター	930	39	定温培養器	50
16	錠剤硬度計	730	40	クリーンベンチ	930
17	錠剤崩壊度測定器	830	41	丸剤コーティング装置	1,150
18	分析天秤	830	42	電気伝導度計	1,030
19	遠心分離器	930	43	エアースAMPLER	2,080
20	電動振とう装置	830	44	ローボリウムサンプラー	1,030
21	旋光計	1,460	45	総合物性測定装置	1,460
22	恒温恒湿器	100	46	溶出試験器	4,080
23	電位差滴定装置	2,200	47	紫外可視分光光度計	2,080
24	原子吸光光度計	3,450			